

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会福祉委員制度検討委員会規程

平成22年 4月 1日
規 程 第 106号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、高齢者を支援する施策として設置する福祉委員制度を検討するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、協議会会長の諮問に応じ、福祉委員制度の設置に関し必要な事項を調査及び審議し、答申する。

- (1) 福祉委員の組織・人員に関すること
- (2) 福祉委員の業務に関すること
- (3) その他、福祉委員制度に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は委員10名以内で組織し、次に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 理 事 若干名
- (2) 評 議 員 若干名
- (3) 行政の職員 若干名
- (4) 学識経験者 若干名

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。